

役員退職慰労金支給内規

(目的)

第1条 この規定は、財団法人九州経済調査協会(以下「本協会」という)の役員の退職慰労金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

第2条 この規定は、常勤の役員に適用する。

- 2 退職慰労金は、役員として円満に勤務し、定年、辞任又は死亡により退職した者に支給する。
- 3 次の各号の一に該当するときは、退職慰労金を減額し、または支給しないことができる。
 - (1) 退職に当たり、所定の手続き及び事務処理をせず、本協会の業務運営に重大な支障をきたした場合
 - (2) 退職に当たり、本協会の社会的信用を傷つけ、または在職中知り得た本協会の機密を漏らし、本協会に損害を与えた場合
 - (3) 理事会において役員を解任された場合
 - (4) その他前名号に準ずる行為があり、理事会において減額ないし不支給を適当と認められた場合

(定年)

第3条 常勤役員の定年については、理事長は満65歳、常務理事は満62歳を超えて選任されないものとする。

(支給基準)

第4条 退職慰労金は、次の方法により算出した額とする。

- (1) 役位別最終月額報酬×支給率×役位別在職年数 の算式により算出した額の合計額
- (2) 支給率は理事長1.4、常務理事は1.3とする
- (3) 理事長で退任の場合、その常務理事当時の慰労金は、理事長退任時における他の常務理事の月額報酬を基準とする。

(特別功労金)

第5条 理事会は、在職中特に功績顕著と認められる役員に対しては、理事会の同意を経て前条により算出した金額に、その30%を超えない範囲で特別功労金として別途支給することができる。

(在職期間の計算)

第6条 役員の在職年数は、役員就任の月から退任又は死亡の月までとする。

- 2 在職年数は、1ヶ年単位とする。ただし、在職年数に1年未満の端数があるときは、月割計算とする。
- 3 年度中に役位に異動が生じたときは、異動の月から新しい役位を適用する。

附 則 この規定は、平成14年8月5日から施行する。